

丸亀市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月20日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 松 浦 正 武

定期監査結果報告書

～平成25年度定期監査～

平成26年3月

丸亀市監査委員

平成25年度定期監査報告書

第1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部	課 等 名		
子育て支援課 (保育所)	平山、土居、中央	平成25年6月30日 現在の資料による	平成25年7月30日から 平成25年8月20日まで
教育委員会 (幼稚園)	城坤、城東	平成25年6月30日 現在の資料による	平成25年7月30日から 平成25年8月20日まで
教育委員会 (小学校)	城坤、城北、城西	平成25年6月30日 現在の資料による	平成25年7月30日から 平成25年8月22日まで
教育委員会 (中学校)	西、東	平成25年6月30日 現在の資料による	平成25年7月30日から 平成25年8月22日まで
生活環境部	地域振興課、スポーツ推進課	平成25年8月31日 現在の資料による	平成25年9月13日から 平成25年10月4日まで
	保険課、クリーン課	平成25年8月31日 現在の資料による	平成25年9月20日から 平成25年10月11日まで
	市民課、環境課	平成25年8月31日 現在の資料による	平成25年9月27日から 平成25年10月18日まで
総務部	秘書広報課、職員課 人権課	平成25年8月31日 現在の資料による	平成25年10月9日から 平成25年10月30日まで
	行政管理課	平成25年9月30日 現在の資料による	平成25年10月16日から 平成25年11月6日まで
選挙管理委員会		平成25年9月30日 現在の資料による	平成25年10月16日から 平成25年11月6日まで
競艇事業部	経営課、営業課	平成25年9月30日 現在の資料による	平成25年10月16日から 平成25年11月6日まで
企画財政部	政策課、財政課、管財課	平成25年9月30日 現在の資料による	平成25年10月23日から 平成25年11月13日まで
	綾歌市民総合センター 飯山市民総合センター 税務課	平成25年9月30日 現在の資料による	平成25年10月28日から 平成25年11月18日まで
健康福祉部	福祉課、子育て支援課	平成25年9月30日 現在の資料による	平成25年11月7日から 平成25年11月26日まで
	健康課、高齢者支援課	平成25年10月31日 現在の資料による	平成25年11月29日から 平成25年12月20日まで
会計課		平成25年10月31日 現在の資料による	平成25年12月4日から 平成25年12月25日まで
教育委員会	総務課、学校教育課	平成25年11月30日 現在の資料による	平成25年12月16日から 平成26年1月9日まで
	図書館、学校給食センター	平成25年11月30日 現在の資料による	平成25年12月24日から 平成26年1月16日まで

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	内 容		
産業文化部	産業振興課、文化観光課	平成 25 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 25 年 12 月 25 日から 平成 26 年 1 月 22 日まで
	農林水産課	平成 25 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 26 年 1 月 10 日から 平成 26 年 1 月 31 日まで
農業委員会		平成 25 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 26 年 1 月 10 日から 平成 26 年 1 月 31 日まで
上下水道部	経営課、上水道課、下水道課	平成 25 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 26 年 1 月 17 日から 平成 26 年 2 月 7 日まで
議会事務局		平成 25 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 26 年 1 月 17 日から 平成 26 年 2 月 7 日まで
消防本部	総務課、予防課、防災課 危機管理課、消防署	平成 25 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 26 年 1 月 24 日から 平成 26 年 2 月 14 日まで
都市整備部	都市計画課	平成 25 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 26 年 1 月 24 日から 平成 26 年 2 月 14 日まで
	建設課、住宅課	平成 25 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 26 年 1 月 30 日から 平成 26 年 2 月 20 日まで

第 2 監査の方法

監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

また、監査テーマとして掲げている備品の監査については、文化観光課と中央図書館を対象に、備品台帳からの抽出によりそれぞれ現場において備品の有無、使用状況などに留意し、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第 3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたとき

は地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

- 契約書で、契約金額や品名、数量等を別紙明細書に記載しているものが多く見受けられたが、契約金額や品名、数量等は契約をする上での重要事項であるので契約書本文に記載すること。
- 入札の際、委任状を提出しているにも係わらず入札書には代理人の記名押印の無いものがあつた。また、代理人による入札で、代理人の氏名押印はあるが、入札書に入札参加資格者の氏名の記載が無く、代理人氏名の前に「代理人」と表記されていないものがあつた。これらは無効な入札となるので、入札執行の際には、丸亀市契約規則及び入札心得に従って執行すること。
- 丸亀市契約規則第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定により、市長から検査を命ぜられた職員が検査又は検収をすることとなっており、同条第 5 項の規定により同職員が検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成し、市長に提出しなければならない。また、第 44 条第 1 項の規定では、契約代金は第 40 条の規定による検査調書若しくは検収調書に基づかなければ支払をしてはならないとある。しかしながら、検査調書や検収調書を作成していないものが多数見受けられた。契約事務については、丸亀市契約規則や財務会計事務等の手引きに従って執行すること。

2 各課個別事項

【生活環境部】

地域振興課

- 広島市民センターの平成 25 年 3 月分戸籍・住民票等手数料を平成 25 年 4 月 1 日に平成 25 年度分として調定しているが、会計年度独立の原則により平成 24 年度の歳入として調定すること。

スポーツ推進課

- 学校体育施設開放運営管理委託事業は、委託書・受託書で契約しているが、市で定めのない様式を使用しているため、契約金額に応じて請書又は契約書で契約を締結すること。

クリーン課

- 監査資料で提出された、歳入予算執行状況表のし尿汲取手数料の収入未済額が、調定する前に入金されていたのでマイナス表示となっていたが、収入金額が確定した時点で調定処理をしておくこと。

市民課

- 住居表示地区街区表示板実態調査業務委託を丸亀市シルバー人材センターに委託しているが、見積書には合計金額のみの記載で課長が決定印を押印している。金額が適正かどうかを判断するために見積書の積算根拠を添付させること。
- 県内出張命令書で、本人確認印、入力確認印、審査印が押印されていなかったが、県内旅費を支給し忘れていた事例があったので、十分確認を行うよう留意すること。

【競艇事業部】

経営課

- ポートピア朝倉の非常通報装置保守点検業務委託契約で、受託者は財団法人日本防災通信協会とテルウェル西日本株式会社の2者となっているが、委託料はテルウェル西日本株式会社のみを支払われている。契約書第6条の委託料の支払で、「委託料は次の規定により支払うものとする。(1)受託者は、委託業務について委託者の確認を受けたときは、委託者の指示する手続に従って支払を請求するものとする。(2)支払は年4回に分割して支払う。」としか規定していないので、支払い先が明確となるよう条文を修正すること。

営業課

- 広告ネオン塔管理業務委託契約書は第8条の次に第12条、第9条、第10条、第11条、第12条となっている。また、第7条と第8条はどちらも委託者の解除権及び損害賠償に関する同一条文であるので、内容をよく確認してから契約書を作成すること。

【企画財政部】

管財課

- 丸亀市IP音声ネットワーク保守業務委託契約書第18条のかし担保で、「受託者は、第8条第2項の規定による引渡しの日から起算して3ヵ月以内に目的物にかしが発見された場合は、委託者の指定する期限までに修補するものとする。」という規定があ

るが、第8条第2項は確認又は検査の規定であるので内容をよく確認して契約書を作成すること。また、ネットワーク保守業務委託で引渡しするものが無いのであれば、「第8条第2項の規定による確認又は検査の日から起算して3ヵ月以内にかしが発見された場合は、委託者の指定する期限までに修補するものとする。」とするなど、業務内容に合った契約とすること。

綾歌市民総合センター

- 行政財産の目的外使用で自動販売機を設置させており、使用許可証では電気代を徴することになっているが調定されていないので、速やかに業者に請求をすること。また使用許可証に売上金の15%を加算することを規定しているが、本来丸亀市行政財産の使用料徴収条例では、使用料と電気代等の加算金を徴することとなっているので、別途協定書等で定めること。

【健康福祉部】

子育て支援課

- トータルビル管理サービス契約書（平山保育所エレベーター保守管理委託契約書）第8条の再委託で、「受託者は、契約に基づく業務を第三者に委託することができるものとします。」と規定しているが、丸亀市公文例規程では再委託等を禁止し、「受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と規定している。委託業務を適切に履行する為にも公文例規程に沿った条文に見直すこと。
- 丸亀市地域子育て支援拠点事業「ひろば型」委託契約書第10条の委託料で、「委託者は丸亀市地域子育て支援拠点事業実施要綱第5条に定める委託料を受託者の請求に基づき、支払うものとする。」と規定しているが、同要綱には具体的な金額は提示されていない。委託金額が明確に示されていないので、契約書本文に記載すること。

高齢者支援課

- 老人日常生活用具（電磁調理器、火災警報器）の給付事業で、丸亀市老人日常生活用具給付等事業実施要綱では、申請者が「日常生活用具給付等事業費用負担基準」の規定により負担する費用は、申請者が直接業者に支払うものとする規定しているが、請書では業者の負担金の受け取りについては明記されていないので、契約内容を見直すこと。
- 丸亀市市民後見推進事業業務委託契約は平成25年4月1日付けで締結されているが、支出負担行為書が作成されたのは丸亀市社会福祉協議会会長が変更になった7月1日以

降となっている。支出負担行為として整理する時期は、委託契約締結のときであるので留意すること。

【教育委員会】

学校教育課

- 教育用パソコン借上料（城坤小他11校）の契約で、平成25年度予算執行のものを平成25年3月26日に契約しているが、会計年度独立の原則により平成25年度予算の執行行為は平成25年4月1日以降でないと出来ないので、契約はそれ以降の日付で行うこと。
- 高速イーサネット網サービスの提供に係る契約書第5条第2項で、「本適用期間満了の30日以前に委託者又は受託者から解約の通知をしないときは、満期の翌日から起算して1ヶ年なおその効力を有する。以後における満期のときにおいてもまた同様とする。」といういわゆる自動更新条項が規定されているが、契約期間満了後は新たな契約を締結すること。さらに、この契約は複数年契約であるが、長期継続契約の様式になっていないので修正すること。
- 学力向上モデル校事業「幼・小連携実践研究」委託は、丸亀市が香川県から委託を受けて行う事業であるが、実際は西幼稚園が実施している。西幼稚園は市の組織の一部であるので、その支出は委託料として西幼稚園に支払うのではなく、学校教育課においてその支出科目に応じて支出すること。

図書館

- 備品現地監査で指摘した、丸いす、傘スタンド、パソコンディスプレイ等は、廃棄の手続きをすること。また、スライド映写機は美術館で使用しているのであれば、所管換の手続きをすること。さらに、スモーキングスタンド等で備品シールは貼付しているが、備品登録番号が判読できないものもあるので、シールを再発行し、適正に管理すること。

学校給食センター

- ボイラー保守点検及びボイラー・第一種圧力容器性能検査受験整備業務委託契約書（中央）は、本文に下線を引いたまま契約を締結しており、第13条と第14条の内容が重複していたので修正すること。また、入札において1回目の入札では落札者が無く、2回目を実施し落札者を決定しているが、その際に数者が辞退し2回目の入札は1者のみだったので、2回目の入札を辞退する時も入札心得に従って、入札辞退届又はその旨

を明記した入札書を入札執行者に提出させること。さらに、「その他の見積り条項を承知の上、下記のとおり入札します。」と記載している誤りが見られたので、市が示している入札書の様式を使用すること。

【産業文化部】

産業振興課

- 桃喰うまつり仮設テント等設営撤去業務委託契約では、机、イス等の増加に伴い契約金額の変更契約を締結しているが、仕様書の中にも机、イス等の数量が謳われているので変更契約に合わせて仕様書も変更すること。

文化観光課

- 京極町物産展は、当初申請の内容と実績報告の内容が異なっているので、補助内容を変更するのなら、再度申請書を提出してもらい変更後の内容を確認して承認すること。

農林水産課

- かんがい用排水路土砂運搬業務の単価契約で、運搬単価には消費税が含まれているが同契約書第7条第2号で、「受託者が請求する額は、運搬土量に第2条に規定する単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。」と規定しており、消費税を二重に支払うこととなっているので、この条項は修正すること。
- 丸亀地区水産振興対策協議会に対する海面清掃事業補助金で、当初決定していた384,000円と最終的な交付額384,500円が異なっているので、交付金額の変更は補助事業等変更申請を受けて行うこと。

【上下水道部】

経営課

- 水道料金徴収等業務委託契約書第17条のかし担保で、「受託者は、第8条第3項の規定による引渡しの日から起算して1年（故意又は重大なる過失により生じた場合は10年とする。）以内に目的物にかしが発見された場合は、委託者の指定する期限までに修補するものとする。」と規定しているが、本契約書に第8条第3項は存在しないので、かし担保条項は不要であれば削除すること。

下水道課

- 丸亀市浄化槽設置整備事業補助金で、申請者が申請期間中に住所変更しているが、旧住所で交付決定通知書を作成し、その後の報告書や請求書も旧住所で提出されていたので、住所変更した場合は、新住所で提出させること。

【議会事務局】

- 会議録検索システム使用契約並びに会議録反訳業務及び会議録検索システムのデータ整理業務の単価契約書第8条第1号のシステム使用料の月額単価は、消費税等は含まないとあり、消費税を加算する内容が謳われていないが実際には支出されていたので、消費税を加算する旨を記載すること。同様に、丸亀市議会本会議テレビ放映及び録画業務委託で、契約金額及び第9条第1項の契約金の支払金額にも消費税を加算する内容が謳われていないが支出されていたので修正すること。

【消防本部】

総務課

- 小型動力ポンプ積載車（軽自動車）1台の購入契約書で、保証人を立てていないのに第11条で保証人の保証責任の条項を記載していたので、内容をよく確認してから契約書を作成すること。同様に署活系無線機（携帯型68台、可搬型3台）の購入の契約書も第11条の保証人の保証責任の条項を削除すること。

【都市整備部】

都市計画課

- 丸亀市民間住宅耐震対策支援事業費補助金で補助金の交付決定をしているが、支出負担行為をしていないものがあったので、交付決定後速やかに支出負担行為書を作成すること。もし、同年度中に支出が出来ないのなら、同年度の支出負担行為を年度末に取り消し、次年度に改めて支出負担行為書を作成し決裁を得ること。

住宅課

- 今津団地の修繕で、空家修繕724,500円と設備他修繕504,000円の2件に分けて同一業者から同一日に見積書を徴し、それぞれ1者随意契約しているが、空家の修繕であり緊急性にも乏しいので、1件にまとめて数者から見積りを徴して業者決定をすること。

第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

- 各課での補助金についての支出が継続的・慣例的に行われており、団体等から提出された収支報告書等に誤りがある場合でも発見できていない事例が見受けられた。申請書・報告書等を十分精査し、目的に合った支出か、金額は適正かなどの確認を十分に行い、関係団体に指導していただきたい。
- 入学金貸付金預託金他の預託金で、貸付等の利用が低調であるので必要が無いのであれば預託金を減額するか、貸し出しやすいように貸し付け条件の変更をするか検討していただきたい。

2 各課個別意見

【生活環境部】

クリーン課

- 丸亀市資源リサイクル事業推進協議会への補助金は、前年度に市の歳入としたものを団体に支出するものなので、年度が変わって出来るだけ早い時期に総会を開催し、支出できるよう検討していただきたい。

環境課

- 市営墓地を管理するにあたり、年々墓地の継承についての困難事例や無縁墓地の増加傾向にある昨今の事情に鑑み、永代供養のできる合葬式墓地等についても今後検討していただきたい。

【総務部】

秘書広報課

- 国際交流コンサルティング及び翻訳業務委託契約は、交流事業がなくても年間30万円の業務委託料を支払っているが、契約方法としては年間の顧問料を支払い、交流事業があった時は業務委託料を別途支払う方法も考えられるので検討していただきたい。

【健康福祉部】

福祉課

- 丸亀市障害者虐待防止センター運營業務委託は年間600万円の定額で契約を締結しているが、体制を整える為の基本料金の上に、相談件数に応じて金額を定めて支払う方

法も考えられるので、契約内容について検討していただきたい。

高齢者支援課

- 緊急通報システム事業委託に伴う緊急通報装置機器の物品単価売買契約で、購入物品の管理を業者に任せているが、購入数量等を定期的を確認するなど、物品の管理方法を改善していただきたい。

【教育委員会】

総務課

- 放課後留守家庭児童会事業委託契約の第7条の委託料の返還で「受託者は、残余が生じたときは、翌年度5月中に委託料を返還するものとする。」と規定しているが、出納閉鎖もあるので5月20日頃までに返還するよう契約内容を見直していただきたい。

図書館

- 定住自立圏の形成に係る図書の配送業務委託の負担金は、各市町で均等に按分する考え方もあるが、本来、利用されている多額の本の購入費は丸亀市が負担しているため、各市町の利用者数に応じて負担する方法等についても検討していただきたい。

【産業文化部】

文化観光課

- 本島パークセンター管理運営委託のうち観光案内業務について、本島漁業協同組合が地域と連携して行っているのなら現在の契約で良いが、実質他の団体が行っているのであれば、実態に合うように契約内容を見直していただきたい。
- 四国旅客鉄道株式会社から観光案内所施設として駅構内を借りているが、長年賃借料の改定が行われていない。固定資産税の評価額も下がっていると思われるので、他の価格と比べて適切かどうか十分検討して、適切な賃借料にしてもらうように交渉していただきたい。

【上下水道部】

上水道課

- 薬品購入の単価契約書で、入札に参加している業者が保証人となっているが、本来は入札に参加していない業者から保証人を立てるべきであるため、入札に参加していない県外業者等を保証人にするか、契約保証金を徴するかなど検討していただきたい。

【都市整備部】

都市計画課

- 東汐入川緑道公園ほか除草及び草花植付業務委託契約は、4月1日に施行決定決裁を起案して、同日で決裁を得て、同日で見積を徴し、同日で契約しているが、契約の準備行為は3月議会で予算が成立したら次年度の準備行為は出来るので、4月1日から業務を実施するのであれば、早めに準備をして4月1日に契約を締結していただきたい。

建設課

- 防犯灯のLED化を進めているが、設置単価を決定するに当たり1工区から5工区に分けて入札を行っており、同じ業者が入札に参加しているがそれぞれ単価が違うので、統一した単価でどの業者でも参加できるように出来ないか検討していただきたい。また建設課と飯山市民総合センター、綾歌市民総合センターでLED化の考え方が違うので庁内で考え方を統一していただきたい。
- 飯山中学校グランド横排水処理測量設計業務委託は、同一業者で2件に分けて発注しており、委託期間は平成25年6月3日からと平成25年7月29日からとなっている。今後は年度当初から計画を立てて1本で契約していただきたい。

住宅課

- 公営住宅使用料は10年以上経過している債権もあるので、債務者や保証人を調査し、行方不明や相続人がいないなど、回収の目途が立たないものについては放置することなく、適正な債権処分を検討し対処していただきたい。